

令和7年度 たつの市入札制度概要

【建設工事】

項 目	内 容			説 明
制限付一般競争入札	予定価格 200万円超 1億5千万円未満			市内業者(市内に本店を有するもの)を対象に参加を募る。資格格付を基本に総合評定値・完成工事高等で入札参加要件を設定し、入札参加機会と応札可能業者数の均一を図る。 工事内容によって応札可能な市内業者数が少ない場合は、市内業者以外の参加を認めることがある。 自治会等施工工事については、参加業者を町等の地域限定で募集する。 準市内業者については、地域貢献度等を考慮した入札参加要件により、入札参加を認めることがある。
	予定価格 1億5千万円以上			資格格付で入札参加可能な市内業者に加え、市外業者についても地域条件、総合評定値、技術者、工事実績等の入札参加要件により参加者を募集する。
指名競争入札	建設工事は原則、一般競争入札とする。			特殊工事(災害復旧工事等)については、指名競争入札とすることがある。 指名競争入札の場合の指名業者数 1千万円未満…8者、1千万円以上3千万円未満…10者、3千万円以上…12者以上
入札方式	入札は原則、電子方式入札とする。			市内業者限定入札は、電子方式により執行し、市外業者が参加する大型・特殊工事等については、入札案件が少ないため郵便方式入札を採用
予定価格	事後公表			
失格基準 (委託業務を含む。)	最低制限価格制度 予定価格 200万円超 1億5千万円未満	土木工事等	土木・とび 土工・造園等	基準額＝直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68
		建築工事等	建築一式	基準額＝直接工事費×0.9×0.97＋共通仮設費×0.9＋(現場管理費＋直接工事費×0.1)×0.9＋一般管理費×0.68
			解体・鋼構造物等	基準額＝直接工事費×0.9×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68
		設備工事等	機械器具 設置・電気 工事等	基準額＝直接工事費×0.9×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68
	低入札価格調査制度 (調査基準最低価格) 予定価格 1億5千万円以上 ※調査基準価格は最低制限価格と同様に算定(ランダム係数による減額はしない。)	土木工事等	土木・とび 土工・造園等	基準額＝直接工事費×0.9＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68
		建築工事等	建築一式	基準額＝直接工事費×0.9×0.9＋共通仮設費×0.7＋(現場管理費＋直接工事費×0.1)×0.9＋一般管理費×0.68
			解体・鋼構造物等	基準額＝直接工事費×0.9×0.9＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68
		設備工事等	機械器具 設置・電気 工事等	基準額＝直接工事費×0.9×0.9＋共通仮設費×0.7＋現場管理費×0.9＋一般管理費×0.68
	※最低制限価格、調査基準価格等は事後公表 ※ランダム係数により、基準額から当該基準額の0%～0.09%の範囲内で減額した価格(千円未満は数切捨て) ※基準額が設計金額(予定価格)の10分9.2を超える場合は、設計金額(予定価格)の10分9.2が基準額となり、基準額にランダム係数を乗じて得た額(千円未満端数切捨て)が最低制限価格となります。 ※調査基準価格は、最低制限価格と同様に算定(減額はしない。) ※スクラップ控除を含む工事等は、直接工事費(建築一式工事の現場管理費に加算するものを除く)から控除額を差し引いたうえで算定する。 ※算定基準にない経費は、適宜類似する経費に算入する。(例 直接工事費:機器費、直接制作費／共通仮設費:間接労務費／現場管理費:据付間接費、設計技術費、技術者間接費、工場管理費)			
	低入札価格での受注者に対する制約			契約保証金及び配置技術者
	経審数値の取扱い			市に届け出の4月1日時点で有効な数値を1年間固定
	設計額の公表			事後公表 (主要経費の内訳含む。)
			契約保証金は1割、専任技術者は1名	
			総合評定値、完成工事高は固定、技術職員の変更は可	

前金払対象工事	設計金額(税込)が130万円以上の工事	請負金額の10分の4以内 ※除草等業務は対象外
中間前金払対象工事	前払金を支出した工事が対象	請負金額の10分の2以内 ①工期の2分の1を経過している。 ②工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われている。 ③既済工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当する。 ※部分払との併用は原則禁止
部分払対象工事	契約工期が180日以上で1回、270日以上で2回	1回目:40%以上の出来高があるとき 2回目:80%以上の出来高があるとき ※中間前金払との併用は原則禁止
契約保証金の支払い	競争入札に付した全ての工事に適用	単価契約は対象外
一般競争入札における最低入札者	1人以上の入札者をもって入札は成立	指名競争入札については、案件ごとに入札成立の入札者数を定める。
配置予定技術者	電子方式入札は契約時に限り変更可	入札参加の際届け出た配置予定技術者は、契約時に一回限り変更を認め、契約後は、原則変更を認めない。
	郵便方式入札は変更不可	入札参加の際届け出た配置予定技術者は、原則変更を認めない。
技術者専任の取扱い	除草業務委託・点々補修工事等は兼務可	随意契約に加え、工期は長期であるが、実際の施工は短期の工事等については、兼務できることとする。
入札回数	原則2回まで	
入札参加業者名	事後公表	
入札参加資格者登録	新規登録者は1年間入札参加不可	入札参加には原則、登録が継続して1年以上必要
市内本店・支店所在地	移動後の取扱い	移動後1年間は、旧所在地での参加資格を有する。但し、市外へ移動した者は、その時点で市内本支店登録の資格を失う。
募集情報(一般競争入札)の公表日	原則毎月第2、第4火曜日 (休日の場合は直後の開庁日)	たつの市ホームページにて公表
設計図書	実費販売またはホームページに掲載	たつの市ホームページ等に掲載の場合は、ダウンロードによる無償配布
格付等級	土木工事	A 1030点以上 B 830～1029点 C 685～829点 D 595～684点 E ～594点
	舗装工事	A 860点以上 B 600～859点 C 599点以下
格付等級対応工事金額	土木工事(市内本店特別)	A 5千万円以上 B 1千万円～2.5億円 C 3百万円～7千万円 D 2百万円～3千万円 E 1千万円未満
	舗装工事(市内本店特別)	A 1千万円以上 B 3百万円～5千万円 C 2千万円未満
地域貢献等評価数値	市内業者については、総合評定値に地域貢献等に係る数値を加減した数値で資格格付	①市内営業年数 1点/年(最高20点) ②技術職員数 1点/人(土木・舗装ごとに最高20点) ③災害応援協定締結 12点 ただし、災害に際し、正当な理由なく市の要請に応じない者は、次年度以降、加算をしない場合がある。 ④ISO取得 各16点(9001/14001) ⑤資格制限・指名停止 各ー16点 ⑥工事成績加算 最高20点 ※災害応援協定締結以外は、年度途中の加減算は行わない。
適正な労働条件の確保対策	誓約書の提出	・130万円を超える契約を締結する場合は、誓約書を市に提出する。 ・下請契約等の場合も同様に130万円を超える場合は、誓約書を提出する。(市へは写しを提出)

【測量及び建設コンサル等】(上記と異なる事項のみ記載)

項 目	内 容	説 明
一般競争入札	原則、一般競争入札によることとし、事後審査型とする。	受託する業務に必要な許可・登録・届出、業務実績及び技術者資格等により入札参加要件を設定し公募する。
失格基準	最低制限価格制度 予定価格(100万円超)	設計金額の7/10を基準額とし、建設工事と同様にランダム係数を乗じて算定する。